

2024 年 6 月 18 日 各 位

会社名 住信SBIネット銀行株式会社

代表者名 代表取締役社長 円 山 法 昭

(コード番号:7163 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役兼副社長執行役員 横 井 智 一

コーポレート本部長

(TEL. (03) 6779 – 5496)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月18日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」 又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1)	処 分	期日	2024年7月3日
(2)	処分する株式の種		当社普通株式 42,907 株
	類 及	び数	当任青进休式 42,907 休
(3)	処 分	価 額	1 株につき 2,728 円
(4)	処 分	総 額	117, 050, 296 円
(5)	処分先及びその人 数並びに処分株式 の 数		当社の取締役(社外取締役を除く。) 4名 29,305株 当社の取締役を兼務しない執行役員 10名 13,602株
(6)	そ の	他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)、取締役を兼務しない執行役員(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、350百万円以内の金銭債権を支給し、年13.8万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任(退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。以下同じ。)した直後の時点(当該時点が、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過する以前の場合にあっては、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過した日)までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

対象取締役等に対する金銭債権額及び譲渡制限付株式数は、指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申を踏まえ、 金銭債権合計117,050,296円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式42,907株を付与することといたしました。 本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 14 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年7月3日から当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任(退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。以下同じ。)した直後の時点又は2025年7月1日のいずれか遅い時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が2024年6月18日から翌年に開催される定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が退任した場合の取扱い

対象取締役等が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも取締役会が正当と認める事由又は死亡により退任した場合には、本役務提供期間開始日を含む月から当該退任の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該退任時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の当社普通株式につき、譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合、その他本割当契約で定める一定の事由 に該当した場合は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、 当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されな い本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による 承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当該時点において保有する本割当 株式の数に、本役務提供期間開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る 月数 12 で除した数(その数が 1 を超える場合は、1 とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満 の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時を もって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が、2025 年 7 月 1 日までである場合にあっては、本譲渡制限を解除しない。また、組織再編等効力発生日の前営業日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資 財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月17日(取 締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,728円とし ております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないもの と考えております。

以上